

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、川西町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（道路台帳修正）

二 測量の地域 磯城郡川西町

三 測量の期間 平成二十九年九月四日から平成三十年三月二十三日まで